

【障害福祉サービス】

◇一次審査（国保連）で返戻となったもの

赤字：事業所対応

青字：市対応

エラーコード	エラーの内容	エラーの原因	対応
請求情報の重複	EC01 受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	①一度送信した請求情報の取り消しを行わず、再度請求情報を送信している	①請求情報の再送信を行う場合は、前に送信した請求情報の取り消しを行ってから再送信する（初めに登録された請求情報が優先されて支払われるため） ②請求情報を複数回に分けて送信せずに、まとめて送信するよう勤める（初めに登録された請求情報が優先されて支払われるため）
	EC02 受付：該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています	②同一の請求情報が複数登録されている	
	EC05 受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています		
	ED01 資格：該当の請求情報は既に支払確定済です	過去に請求が行われ、支払確定済になっている利用者に対して、過誤申立をせずに再度請求をしている	既に請求したことがあるものは支払済みかどうかを確認し、支払済のものは市に過誤申立書を提出したうえで再請求する
	ED02 資格：該当の請求情報は既に支払確定済です		
受給者台帳情報と相違	EG02 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	①市が送信した受給者台帳情報が何らかの不備により国保連の台帳に反映されていない	①エラーとなっている受給者の受給者異動・訂正情報を正しく作成し、国保連に再送信する  ②計画案が提出された場合→受給者異動・訂正情報を速やかに国保連に送信する ②計画案の提出がない場合→請求は返戻となるので受給者情報送信後に再請求する  ③請求は返戻となるので受給者証番号、市町村番号（請求先市町村）を確認のうえ再請求する
	EG03 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	②計画案の提出の遅れなどにより、支給決定の処理が遅れていて更新の情報がまだ国保連に送信されていない	
	EG12 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	③受給者証番号の誤り、または市町村番号（請求先市町村）の誤りなど	
	EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません		
	EH09 資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません	支給決定されていないサービスの請求がある	①受給者台帳に不備がある場合→正しい支給決定情報を速やかに国保連に送信する ②支給決定が正しい場合→請求は返戻されるので正しい内容で再請求する
	EH10 資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません	支給決定されていないサービスの契約情報がある	①受給者台帳に不備がある場合→正しい支給決定情報を速やかに国保連に送信する ②支給決定が正しい場合→請求は返戻されるので請求明細書及び契約情報を確認のうえ契約情報を正しく設定・修正して再請求する
EE26 ※受付：当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません	事業所の契約情報にないサービスの請求がある	①請求明細書及び契約情報を確認のうえ契約情報を正しく設定・修正して再請求する ②支給決定内容及び契約情報に合ったサービスで再請求する	

「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告エラー移行対象）」

【障害福祉サービス】

◆一次審査（国保連）の「警告」に対する二次審査（市）での対応

赤字：事業所の対応

青字：市の対応

警告コード	警告の内容	エラーの原因	対応
受給者台帳と相違	PP04 重度	▲支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「支給決定量」を超えています	サービス提供量が「決定支給量」を超えている（支給量オーバー）  基本返戻となるので「決定支給量」の範囲内で再請求する ※やむを得ない理由によりオーバーした旨を事前に連絡があった場合には返戻せず支払うこともある
	EG27	※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	
	EG38	※資格：実績記録票のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	
	EG40	※資格：実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回当たりの最大提供量」を超えています	「1回当たりの最大提供量」を超えたサービスの提供があった  基本返戻となるので「1回当たりの最大提供量」の範囲内で再請求する ※やむを得ない理由で、事前に連絡があった場合には返戻せず支払うこともある
	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	事業所と契約している「日数」あるいは「回数」が「支給決定量」を超えている  「支給決定量」の範囲内で「契約支給量」を設定するサービス提供量が決定支給量の範囲内であれば基本返戻せず
	EG26 重度	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	請求明細書の利用者負担上限月額が受給者台帳に登録されている「利用者負担上限月額」と一致していない  返戻となるので正しい利用者負担上限月額を入力し、その上限月額の範囲内の利用者負担額で再請求する
	PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	複数事業所の利用者負担額の合計が受給者台帳に登録されている「利用者負担上限月額」を超えている  返戻となるので、正しく上限額管理をしたうえで再請求する
	EG87	※資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していない  基本返戻、障害支援区分を確認のうえ再請求する
	PB35	※受付：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	
	EH02 重度	▲資格：モニタリングの年々に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費は算定できません	モニタリングの予定月と異なる月に継続サービス利用支援費が請求されている  予定に沿ってモニタリングを実施し請求する（予定月以外に請求する場合は連絡を入れる） 変更の連絡が徹底されていない実情のため基本返戻せず
	EH04 重度	▲資格：継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています	
	EH05	※資格：受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています	
事業所台帳と相違	PA02	※受付：事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する請求ではありません	事業所台帳に登録されている内容と請求内容に相違がある  事業所台帳に登録されている内容で請求する 県から送信される「警告・エラーリスト」にて確認し、「事業所台帳と相違」、又は「リストに記載がない」場合は事業所に連絡し、内容を確認する ※「請求のとおり」、「処理済み」であれば返戻せず
	PB28	※受付：事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません	
	PB73	※受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています	
	PC31 重度	▲受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	
	PC32	※受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています	
	PC95	※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません	
契約情報	EG61	※資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません	支給決定期間の範囲外の日付が記載されている 事業所によっては障害支援区分認定期間に合わせて契約している場合があり、「契約期間」が「支給決定期間」を超えていることがある  支給決定有効期間内で契約期間を設定する ※サービスの提供が支給決定期間内であれば基本返戻せず
	EE26	※受付：当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません	事業所の契約情報にないサービスの請求がある  ①請求明細書及び契約情報を確認のうえ契約情報を正しく設定・修正して再請求する ②支給決定内容及び契約情報に合ったサービスで再請求する

警告コード	警告の内容	エラーの原因	対応
日付に関するもの	EH01 ※資格：初回加算が受給者台帳の決定支給期間の「開始年月」以外で算定されています	算定できる時期や期間が決まっている加算が原則の期間外に算定されている。ただし、下記の場合は原則の期間外に算定されることがある。 ※居宅介護初回加算：過去2月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合は算定可 ※生活介護初期加算、入所時特別支援加算：利用開始から30日の間算定可能。ただし、過去3月間に当該施設に入所したことがない場合、または30日を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は算定できる ※短期利用加算：利用開始から30日の間算定可能。（一年に30日以内）	要件を満たしているかを確認→ほとんどが要件を満たしているため返戻はごく稀である ※支給決定期間の開始年月には利用が無く、翌月以降に利用を開始した場合などは算定可とする場合もある
	PA60 重度 ▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です		
	PA72 重度 ▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です		
	PA61 重度 ▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です		
	PA81 ※受付：短期利用加算を算定する場合、サービス提供年月がサービス開始年月日の年月と同月、またはその翌月であることが必要です		
重複提供	PQ04 重度 ▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	同日または同日同時刻に他の事業所の利用実績がある	請求時は他事業所と重複していないかを確認のうえ請求する 返戻となった場合は提供日時、提供時間を正しく再請求する 双方の事業所にサービス提供日時を確認し誤っている場合は返戻、正しい場合は返戻せず
	PQ07 重度 ▲支給量：他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています		
	PQ11 重度 ▲支給量：他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています		
	PQ19 重度 ▲支給量：同じ日に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています		
その他	PP89 重度 ▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	実績記録票が何らかの理由でエラーとなっている	基本返戻、実績記録票を確認し再請求する
	PP90 重度 ▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	基本報酬の「回数」が明細書と実績記録票で不一致	実績記録票と明細書の「回数」を確認のうえ請求する 返戻となった場合は正しい回数で再請求する 実績記録票を確認し「回数」が明細書と不一致の場合返戻、「回数」が一致すれば返戻せず
	EN09 ※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	契約情報に入力した「回数」あるいは「時間」を超えてサービスを提供している	支給決定量の範囲内で契約支給量を設定する ※サービス提供量が決定支給量の範囲内であれば基本返戻せず
	PP40 ※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています		
	PU46 重度 ▲受付：サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	時間の算定方法（計算）の誤り	基本返戻、正しい算定時間で再請求する
	PU49 ※受付：「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています		
	PU58 重度 ▲受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています		
	PP08 支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります	上限額管理結果票に「利用した事業所」の情報が入力されていない	当該月に利用した事業所をきちんと確認して上限額管理結果票を作成する ※上限額管理が正しく行われていれば原則返戻せず
	PP19 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在しません。	基本返戻、実績記録票と整合をとって再請求する
	PR63 重度 ▲支給量：利用者負担上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されているため、同一世帯の受給者が確認が必要です	同一世帯の複数児童として上限額管理されている	同一世帯に複数の児童がいる場合は、複数児童の上限額管理を行い請求する 同一世帯の受給者が、正しく上限額管理がされているかを確認し対象で正しく上限額管理されていれば返戻せず

【障害福祉サービス】

◆市の審査結果と対応

赤字：事業所の対応

青字：市の対応

警告コード	警告の内容	エラーの原因	対応
市審査	同日に日中活動系サービスを利用した場合の短期入所サービスの単位数が違います	日中活動系サービスを利用した日も通常（1日分）の単位数で請求している	他サービス（日中活動系）と同日に利用した日は請求は他サービス併給（半日分）の単位数で再請求する 返戻とする
	利用者負担額の合計が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超過	利用者負担額に誤りがある	「利用者上限月額」を確認のうえ正しい利用者負担額で再請求する
	上限額管理後負担額合計と明細書利用者負担額合計が不一致		上限額管理結果票と明細書の利用者負担額を確認のうえ正しい利用者負担額で再請求する
	同じ日付に他のサービス事業所の提供実績が存在していません	同日または同日同時間に他の事業所の利用実績がある	事業所の利用日を確認のうえ正しい日付で再請求する 双方の事業所に確認し誤っている事業所は返戻、正しい事業所は返戻せず

「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告エラー移行対象）」